

志學館大学 I R 室設置要項

(設 置)

第1条 志學館大学に、志學館大学運営会議規程第3条第3項の規定に基づき、志學館大学 I R 室（以下「室」という。）を置く。

(業 務)

第2条 室は、次に掲げる事項について業務の企画及び実施に当たる。

- (1) 学生の学修行動、教育の成果等に関する情報の収集・分析
- (2) 大学の現状及び大学が置かれている状況の分析等、大学運営のための企画立案に必要な資料の作成
- (3) 前2号に関わる情報の内外への提供
- (4) 前3号に関する研修
- (5) その他大学にとって重要な情報収集・分析・情報提供に関し必要な事項

2 前項第4号の研修は、毎年度開催するものとする。

(組 織)

第3条 室は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長
- (2) 大学運営会議の委員のうちから学長が指名した者
- (3) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 前項第3号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 欠員が生じたときに補充する室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務の遂行)

第4条 室に室長を置き、前条第1項の各号に掲げる者のうちから学長が指名する。

2 室長は、室を統括し、第2条各号に掲げる業務の遂行にあたる。

3 室長に事故あるときは、あらかじめ室長が指名した者がその職務を代理する。

4 室長が必要と認めたときは、関係の組織又は職員に業務の一部を付託することができる。

(事 務)

第5条 室の事務は、総務課で処理する。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、室に関し必要な事項は、大学運営会議において別に定める。

附 則

この規程は、平成29年8月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年9月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年8月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。